（産業振興促進計画の記載事項）

第二条　法第九条の二第三項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　産業振興促進計画の名称

二　産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三　計画区域における産業の振興を促進する上での課題

四　関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、計画区域における産業の振興を促進するために必要な事項

（産業振興促進計画の変更の認定の申請）

第三条　法第九条の四第一項の規定により産業振興促進計画の変更の認定を受けようとする半島地域市町村は、申請書にその変更内容を明らかにした書類及び第一条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興促進計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを主務大臣に提出しなければならない。

（法第九条の四第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第四条　法第九条の四第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　計画期間の六月以内の変更

三　前二号に掲げるもののほか、産業振興促進計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○法務省令第十二号

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）及び同法第五条の規定により読み替えて適用する総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　法務大臣　上川　陽子

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律施行規則（平成二十四年法務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この省令の施行の日から起算して三年を経過した日に」を「平成三十年三月三十一日限り」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十一号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、所得税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

所得税法施行規則等の一部を改正する省令

（所得税法施行規則の一部改正）

第一条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条・」を「第三十七条―」に、「第三款　還付（第五十三条・第五十四条）」を「第三款　納税の猶予（第五十二条の二・第五十二条の三）　還付（第五十三条・第五十四条）」に、「第七十七条の四」を「第七十七条の五」に、「第七十七条の五」を「第七十七条の六」に、「第百五条」を「第百四条」に改める。

第一条第一項中「法人課税信託」の下に「（恒久的施設）」を、「法人課税信託」の下に「（恒久的施設）」を加える。

第七条第三項に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（告知等の日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示する日において有効なもの）に限る。）

第七条第五項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第三項」に改め、同項第三号中「及び」を「並びに」、「書類の写しの当該書類の名称」を「障害者等確認書類及び本人確認書類の写しに係るこれらの書類の名称又はその提出の際に令第三十四条第三項（非課税貯蓄申込書の記載事項及び提出）に規定する署名用電子証明書等（以下この章において「署名用電子証明書等」という。）の送信を受けた旨」に改め、同条第六項中「届出書を」を「届出書（）に、「を添付して」を「の添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。）を」に改め、同条第八項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第三項」に改める。

第八条の二及び第十二条第二項中「名称」の下に「又は当該受理の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」を加える。

第十三条第一項中「を受けた書類」を「若しくは送信を受けた書類又は署名用電子証明書等」に改め、同項第六号中「書類」を「障害者等確認書類、本人確認書類及び署名用電子証明書等」に改める。

第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三を第十八条の四とし、第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲等）

第十八条の二　法第二十四条第一項（配当所得）に規定する財務省令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配のうち、同条第三項の規定により出資総額又は同法第百三十五条（出資剰余金）の出資剰余金の額から控除される金額があるもの（当該金額が一時差異等調整引当額（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）第三十九条第三項後段又は第六項後段（純資産の部の区分）の規定により同令第二条第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。次項において同じ。）の増加額と同額である当該金銭の分配を除く。）とする。

2　令第六十一条第二項第四号ロ（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（投資法人の計算に関する規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額を控除した金額とする。